

横たわる困難を乗り越え 正義の闘いをすすめよう

弁護士 藤本 正

(一) 第一回公判——法廷を圧倒した。

た。怒りと、真実と、正義の声。

十一月十日、われわれの裁判闘争は、第一回公判の火ぶたを切った。限りなく怒りと、悲しみと、うらみに燃え、そして断固たる責任追及の闘いへの誓いに身をたぎらせた。十一月九日。

あの日から奇しくも十年目の、ちよと翌日に当たる十一月十日に、第一回公判闘争を迎えた。

そのこと自体、四百五十八名の命を奪われた仲間達の、見えざる力のもたらしたものである、とい

ものであるか、ということこそ、何らなしい、またできるはずである。第一回公判を終えて、弁護士全員の、自らの任務の重大性を、今さらのように痛感すること

「本件裁判には、検察官が原因不明としてしまったように、その原因論においても、また時効論には、まことに貴重なものであつた。

また第一回公判を頂点とする数日間、行動のみならず成功とあり、かたく真の意味での三救助の決定がでるまでには、この裁判の今後の闘いに重大な意味をもつていた。

それはかりではない。訴訟救助すらめられ、有利な条件を一つひとつ生み出している。しかしすでに述べたように、本件には多くの困難な裁判上の問題点をかかえてこの決定は、そうした意味でもわれわれに大きな激励を与えた。

(二) 訴訟救助決定の重大な意義——第一回公判を迎えるに先立ち、九月二十八日、裁判所は訴訟救助の決定を下した。この決定の意義は、実のところ極めて重大であつた。

本件裁判の訴状に、本来貼るべき印紙は四千三百五十万円にのぼり、そのほか今後直接裁判所におさめるべき費用は、かなりの多額に及ぶ。したがって訴訟救助決定が下らなかつた場合、現実には本件裁判は、四百二十名の遺族・被害者全員の原告団を維持できず、少数の代表団による訴訟という形をとらざるを得ず、そうした場合でも、多額の費用にあえがねばならなかつたのだ。

こうした意味においても、訴訟救助の決定がでるまでには、この裁判の今後の闘いに重大な意味をもつていた。

勝利の条件——以上のように、裁判闘争は、すでに緒戦においてわれわれの着実な勝利のもとにすすまれ、有利な条件を一つひとつ生み出している。しかしすでに述べたように、本件には多くの困難な裁判上の問題点をかかえてこの決定は、そうした意味でもわれわれに大きな激励を与えた。

三井鉱山が支払ったのは、弔慰金ばかりか四十万円ずつ。それに退職金が、長男に十八万七千六百四十円、次男に二十五万九千二百三十十円、それだけだったのです。

会社幹部を殺人罪で告訴しましたが、検察庁は「原因不明」「証拠不十分」で不起訴にしました。

あれほどの大量殺人を犯しながら幹部のだけ一人罪にもならず、これに最高責任者の栗本幹元社長は去る四十六年の文化の日、悠々と勲二等旭日章という勲章を授けられています。犠牲者の私たちがこれほどの苦しみにあえいでいるのにこんなことが許されてよいものでしょうか。

会社は、その後も九十二人もの命を虫ケラのように奪っています。あの日から奇しくも十年目の、ちよと翌日に当たる十一月十日に、第一回公判闘争を迎えた。

そのこと自体、四百五十八名の命を奪われた仲間達の、見えざる力のもたらしたものである、とい

ものであるか、ということこそ、何らなしい、またできるはずである。第一回公判を終えて、弁護士全員の、自らの任務の重大性を、今さらのように痛感すること

「本件裁判には、検察官が原因不明としてしまったように、その原因論においても、また時効論には、まことに貴重なものであつた。

また第一回公判を頂点とする数日間、行動のみならず成功とあり、かたく真の意味での三救助の決定がでるまでには、この裁判の今後の闘いに重大な意味をもつていた。

それはかりではない。訴訟救助すらめられ、有利な条件を一つひとつ生み出している。しかしすでに述べたように、本件には多くの困難な裁判上の問題点をかかえてこの決定は、そうした意味でもわれわれに大きな激励を与えた。

原告団代表陳述



夫や父、息子たちの怒りを胸に、いよいよ第一回公判へ。

大量殺人犯に勲章 遺族には涙の日々

遺族代表 溝口生松

原告のうちの遺族を代表し、意図的にサボられたかを証述させて見せたいと思います。

私はあの爆発で二人の息子を殺された、溝口生松と申します。あんなに悲しい日、私にはつづかない。

五十二歳だった労働者は、地下三千尺の坑底にこう書き残して、「お父さん」とひと声つぶやきました。

長男の姿はありませんでした。望む朝の朝の十時ごろだったのに書き残されたこの文字は、ガスを吸いながら七時間も救援の手を待ち続け、苦しい息の下から、生

きぬこうと耐えていた事実を物語、けいようか、長男が冷くなつて

るものであり、会社の救助活動が、そのなかにいたのでした。も早や

決まれば、原告が貧困であることととも、勝訴の見通しのあることを要件としている。したがってこの決定は、そうした意味でもわれわれに大きな激励を与えた。

(三) 訴訟救助決定の重大な意義——第一回公判を迎えるに先立ち、九月二十八日、裁判所は訴訟救助の決定を下した。この決定の意義は、実のところ極めて重大であつた。

本件裁判の訴状に、本来貼るべき印紙は四千三百五十万円にのぼり、そのほか今後直接裁判所におさめるべき費用は、かなりの多額に及ぶ。したがって訴訟救助決定が下らなかつた場合、現実には本件裁判は、四百二十名の遺族・被害者全員の原告団を維持できず、少数の代表団による訴訟という形をとらざるを得ず、そうした場合でも、多額の費用にあえがねばならなかつたのだ。

こうした意味においても、訴訟救助の決定がでるまでには、この裁判の今後の闘いに重大な意味をもつていた。

勝利の条件——以上のように、裁判闘争は、すでに緒戦においてわれわれの着実な勝利のもとにすすまれ、有利な条件を一つひとつ生み出している。しかしすでに述べたように、本件には多くの困難な裁判上の問題点をかかえてこの決定は、そうした意味でもわれわれに大きな激励を与えた。

三井鉱山が支払ったのは、弔慰金ばかりか四十万円ずつ。それに退職金が、長男に十八万七千六百四十円、次男に二十五万九千二百三十十円、それだけだったのです。

会社幹部を殺人罪で告訴しましたが、検察庁は「原因不明」「証拠不十分」で不起訴にしました。

あれほどの大量殺人を犯しながら幹部のだけ一人罪にもならず、これに最高責任者の栗本幹元社長は去る四十六年の文化の日、悠々と勲二等旭日章という勲章を授けられています。犠牲者の私たちがこれほどの苦しみにあえいでいるのにこんなことが許されてよいものでしょうか。

会社は、その後も九十二人もの命を虫ケラのように奪っています。あの日から奇しくも十年目の、ちよと翌日に当たる十一月十日に、第一回公判闘争を迎えた。

そのこと自体、四百五十八名の命を奪われた仲間達の、見えざる力のもたらしたものである、とい

ものであるか、ということこそ、何らなしい、またできるはずである。第一回公判を終えて、弁護士全員の、自らの任務の重大性を、今さらのように痛感すること

「本件裁判には、検察官が原因不明としてしまったように、その原因論においても、また時効論には、まことに貴重なものであつた。

また第一回公判を頂点とする数日間、行動のみならず成功とあり、かたく真の意味での三救助の決定がでるまでには、この裁判の今後の闘いに重大な意味をもつていた。

それはかりではない。訴訟救助すらめられ、有利な条件を一つひとつ生み出している。しかしすでに述べたように、本件には多くの困難な裁判上の問題点をかかえてこの決定は、そうした意味でもわれわれに大きな激励を与えた。

三井鉱山が支払ったのは、弔慰金ばかりか四十万円ずつ。それに退職金が、長男に十八万七千六百四十円、次男に二十五万九千二百三十十円、それだけだったのです。

会社幹部を殺人罪で告訴しましたが、検察庁は「原因不明」「証拠不十分」で不起訴にしました。

あれほどの大量殺人を犯しながら幹部のだけ一人罪にもならず、これに最高責任者の栗本幹元社長は去る四十六年の文化の日、悠々と勲二等旭日章という勲章を授けられています。犠牲者の私たちがこれほどの苦しみにあえいでいるのにこんなことが許されてよいものでしょうか。

会社は、その後も九十二人もの命を虫ケラのように奪っています。あの日から奇しくも十年目の、ちよと翌日に当たる十一月十日に、第一回公判闘争を迎えた。

そのこと自体、四百五十八名の命を奪われた仲間達の、見えざる力のもたらしたものである、とい

ものであるか、ということこそ、何らなしい、またできるはずである。第一回公判を終えて、弁護士全員の、自らの任務の重大性を、今さらのように痛感すること

「本件裁判には、検察官が原因不明としてしまったように、その原因論においても、また時効論には、まことに貴重なものであつた。

また第一回公判を頂点とする数日間、行動のみならず成功とあり、かたく真の意味での三救助の決定がでるまでには、この裁判の今後の闘いに重大な意味をもつていた。

それはかりではない。訴訟救助すらめられ、有利な条件を一つひとつ生み出している。しかしすでに述べたように、本件には多くの困難な裁判上の問題点をかかえてこの決定は、そうした意味でもわれわれに大きな激励を与えた。

三井鉱山が支払ったのは、弔慰金ばかりか四十万円ずつ。それに退職金が、長男に十八万七千六百四十円、次男に二十五万九千二百三十十円、それだけだったのです。

会社幹部を殺人罪で告訴しましたが、検察庁は「原因不明」「証拠不十分」で不起訴にしました。

あれほどの大量殺人を犯しながら幹部のだけ一人罪にもならず、これに最高責任者の栗本幹元社長は去る四十六年の文化の日、悠々と勲二等旭日章という勲章を授けられています。犠牲者の私たちがこれほどの苦しみにあえいでいるのにこんなことが許されてよいものでしょうか。

会社は、その後も九十二人もの命を虫ケラのように奪っています。あの日から奇しくも十年目の、ちよと翌日に当たる十一月十日に、第一回公判闘争を迎えた。

そのこと自体、四百五十八名の命を奪われた仲間達の、見えざる力のもたらしたものである、とい

ものであるか、ということこそ、何らなしい、またできるはずである。第一回公判を終えて、弁護士全員の、自らの任務の重大性を、今さらのように痛感すること

「本件裁判には、検察官が原因不明としてしまったように、その原因論においても、また時効論には、まことに貴重なものであつた。

裁判長にお願い申し上げます。明日の命がわかない患者が多数います。生きることを望むに耐えかねて、自分の手で命を絶つた者もいます。このような患者の苦しみを少しでも早く軽減させ、原告の全員が生きているうちに審理を終えることができよう、公正な判断を切に願ひし、意見陳述を終わらせていただきます。